

議案第22号

平成29年度 西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ775千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,532千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月8日 提出

熊本県阿蘇郡西原村長 日 置 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 水道事業収益		60,642	4,658	65,300
	1. 営業収益	60,411	4,469	64,880
	2. 営業外収益	231	189	420
3. 財産収入		25	2	27
	1. 財産運用収入	25	2	27
5. 繰入金		0	10,015	10,015
	1. 繰入金	0	10,015	10,015
6. 村債		27,000	△13,900	13,100
	1. 村債	27,000	△13,900	13,100
歳入	合 計	102,757	775	103,532

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 水道事業費		102,757	775	103,532
	1. 営業費用	75,189	△16,236	58,953
	2. 営業外費用	23,139	△3,560	19,579
	3. 予備費	4,429	20,571	25,000
歳 出	合 計	102,757	775	103,532

第2表 地方債補正

単位：千円

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地方公営企業災害復旧事業債 (西原村中央簡易水道事業熊本地震災害復旧工事)	27,000	証書借入 または 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	13,100	証書借入 または 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 水道事業収益	60,642	4,658	65,300
3. 財産収入	25	2	27
5. 繰入金	0	10,015	10,015
6. 村債	27,000	△13,900	13,100
歳入合計	102,757	775	103,532

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 水道事業費	102,757	775	103,532	0	△13,900	0	14,675
歳 出 合 計	102,757	775	103,532	0	△13,900	0	14,675